

16 千環環第 238 号

平成 17 年 2 月 4 日

千葉県知事 堂本 暁子様

千葉市長 鶴 岡 啓 一

東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 16 年 11 月 4 日付け環第 410 号により依頼を受けた標記について、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。

担当 環境局環境保全部
環境調整課環境評価係
電話 043-245-5141
FAX 043-245-5553

東京国際空港再拡張事業に係る「環境影響評価方法書」に対する意見

東京国際空港再拡張事業に係る「環境影響評価方法書」について慎重に検討を重ねた結果、その内容について下記の意見を述べますので、知事意見の形成に際しては、本市意見を勘案願います。

記

1 環境影響評価全般に関すること

- 1) 環境影響評価の項目及び手法については、その選定理由や妥当性を含め、より具体的かつ一般市民に分かりやすい内容で環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- 2) 事業者から事業計画等予測評価の前提条件が十分に提示されないため、調査、予測及び評価の手法について十分な検討ができなかった。このため、環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、今後事業計画の具体化に従って、現在方法書に記載されている内容を検証し、必要に応じ見直すとともに、見直した場合には、その内容、理由等について準備書に適切に記載すること。
- 3) 環境への影響については、環境基準等との比較だけでなく、実行可能な範囲内でできる限り環境への負荷が回避され、又は低減されているかとの観点からも、可能な限り数値を示しつつ評価を行うこと。また、評価手法については、できる限り、環境要素、項目ごとに具体的に示すこと。

2 飛行ルートの設定について

- 1) 南風好天時の着陸時には、千葉市上空の飛行便数が現在より増加することになり、飛行高度が現在より上昇するとはいえ、航空機騒音の影響が懸念される。
このため、今後行われる離着陸ルートの具体的な設定に当たっては、市街地における航空機騒音ができる限り回避又は低減されるよう、飛行高度、コース等について検討すること。また、将来の管制技術の進展等を踏まえ、千葉市上空への集中の回避等について引き続き検討すること。

- 2) 再拡張後の具体的な飛行ルートの設定及び運用方法は、航空機騒音に最も影響を及ぼす要因であるとともに、騒音影響を回避又は低減するための環境保全対策としても重要な手段である。このため、準備書には、具体的な現在及び将来の千葉市上空の飛行コース及び高度をそのばらつき方も含めて示すとともに、具体的なルートの設定理由及び運用方法、並びにルート設定に当たって行われた、騒音の影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し又は低減するための検討の内容について、分かり易く準備書に記載するとともに、各飛行形態に基づいた調査、予測及び評価を行うこと。
- 3) 深夜早朝に飛行する場合には、その飛行ルート、便数等について準備書に記載するとともに、環境への影響について予測及び評価を行うこと。なお、その場合、飛行ルートについてはすべて海上経由とし、陸域の上空は飛行しないこと。

3 埋立による影響等について

- 1) 新設する滑走路は、多摩川の河口部に位置し、周辺水域が、淡水と海水が混じりあう汽水域で水生動植物群集や個体群の豊富な水界であること、また、河川水の流れや東京湾の水質、流況等にも影響を及ぼすおそれがあることから、新設する滑走路の構造及び埋立工事については、環境に配慮したものとするとともに、千葉市沖を含めた東京湾全体の水質、底質及び流況について調査、予測及び評価を行うこと。
- 2) 新設する滑走路は、埋立・栈橋組合せ構造を前提としているが、この構造や滑走路の位置及び向き等を決定するに至った検討の経緯並びに詳細な構造図等を準備書に記載すること。

4 土砂採取について

- 1) 埋立てに用いる土砂の採取場所は運搬に伴う環境影響評価に関連する事項であることから、できる限り採取場所を明らかにすること。
- 2) 埋立てに用いる土砂については、その採取及び運搬に伴う環境への影響をできる限り低減するよう配慮するとともに、その運搬に際しては、市街地を走行しないようにすること。
なお、千葉市内を走行する場合は、適切な予測及び評価を行うこと。

5 騒音について

- 1) 環境影響評価の実施に当たっては、千葉市上空における様々な飛行形態を踏まえ、地域ごとにきめ細かく調査、予測及び評価を行うこと。
- 2) 騒音の現況調査については、現在の飛行形態及び再拡張後の飛行ルートを踏まえ、現在予定されている千葉市美浜区に加え、千葉市東部地域においても行うこと。
- 3) 千葉市では、夏季に南風が続くことが多く、上空を通過する飛行便数が多くなることから、調査時期及び予測対象時期については、環境基準において「航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期」とされていることを踏まえ、夏季に重点をおいて、十分な調査、予測及び評価を行うこと。
- 4) 千葉市美浜区に設置された騒音測定装置による連続測定結果と、現地調査による測定結果の使用目的と活用方法を明確に示すこと。
- 5) 予測に関する手法及び設定条件等（機種別騒音レベル、予測位置、飛行位置及び距離減衰データ等）を準備書に記載すること。
- 6) 騒音による影響ができる限り回避され、又は低減されているかについて評価する観点から、環境基準以下であってもWECPNL値を示しつつ予測及び評価を行うとともに、WECPNL値だけでなく航空機の種類ごとの1機当たりの騒音レベルの比較等による予測及び評価を行うこと。

6 電波障害について

航空機による電波障害については、南風好天時に千葉市上空を飛行していることから、千葉市内においてもその実態が把握できるよう調査を行うとともに予測及び評価を行うこと。

7 陸生動物等について

- 1) 鳥類に係る環境影響評価の項目の選定において、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに飛行場の施設の供用を影響要因として選定することを検討し、その結果について準備書に記載すること。

2) 当該空港周辺や小櫃川河口部には多くの鳥類が集まることから、供用後におけるバードストライクについて、事業特性及び地域特性を踏まえ検討し、その結果を準備書に記載すること。

3) 鳥類については、東京湾全体が生息域となっている一方で、東京湾の埋立が進み、生息域が著しく狭められていることから、鳥類及び生態系に係る調査については、飛行機の到着及び出発ルートと想定される区域の小櫃川河口部、養老川河口部、谷津干潟及び三番瀬を現地調査地点に追加し、少なくともシギ・チドリ類及びカモ類を対象とした繁殖期、越冬期、春と秋の渡りの時期での継続した調査を行うことを検討すること。

また、これらの鳥類の中には夜間に採餌を行う種も含まれることから、夜間の調査も検討し、これらの検討結果については準備書に記載すること。

なお、夜間の東京湾岸は空港関連施設をはじめ各種施設からの照明等によりかなり明るいことが想定されることから、この照明等が生物に与える影響について解明するためにも知見の蓄積について検討すること。

8 廃棄物等について

建設工事及び施設の供用等に伴って発生する廃棄物等について、発生により環境への負荷が増大する可能性があるため、その影響を把握する必要があることから、その視点で環境影響の評価の項目に選定して環境影響評価を行うこととし、その旨準備書に記載すること。

なお、環境影響評価を行うに当たっては、廃棄物の種類ごとに発生抑制及び再資源化等の具体的な方策を検討するとともに、これを基に廃棄物の発生量、減量化量、再生利用量及び最終処分量を定量的に予測及び評価すること。